

高 圧 予 備 電 力 S

(予 備 契 約 料 金 表)

2026年11月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この高圧予備電力S料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。

高圧予備電力S

- (1) 高圧予備電力A S
- (2) 高圧予備電力B S

3 適用範囲

当社が定める契約種別（高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、原則として 500 キロワット未満であるものに適用されるもの）により電気の供給を受けるお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。ただし、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要には高圧予備電力A Sを、原則として動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要には高圧予備電力B Sをそれぞれ適用いたします。

- (1) 予 備 線
常時供給変電所から供給を受ける場合
- (2) 予備電源
常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までといたします。
- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約更改等の申し出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、この料金表による契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

6 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは、高圧予備電力Sによって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものといたします。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件（特別高圧・高圧）（2026 年 11 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、常時供給分の取扱いに準じて、燃料費調整および市場価格調整を実施するものといたします。

- (1) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。

	予備線	予備電源
契約電力 1 キロワットにつき	96 円 80 銭	185 円 90 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

なお、その 1 月の使用電力量は、そのお客さまの常時供給分の使用電力量の算定方法に準じて算定してえた値といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

なお、その 1 月の使用電力量は、そのお客さまの常時供給分の使用電力量の算定方法に準じて算定してえた値といたします。

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、高圧予備電力Sによって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

8 その他

(1) 常時供給分の契約電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力が 500 キロワット以上の需要に適用される契約種別に協議によってすみやかに変更していただくこととし、それまでの間の電気料金その他の供給条件については、引き続き供給条件およびこの料金表によります。

(2) 4（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件 39（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

(3) お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

附 則

実施期日

この料金表は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A 0 2 7 2）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。